一般国道121号 日光地区防災事業 自然環境保全対策検討会

規 約

(名 称)

第1条 組織の名称は、「一般国道121号 日光地区防災事業 自然環境保全 対策検討会」(以下「検討会」という。)とする。

(目 的)

第2条 本検討会は、一般国道121号日光地区防災事業の円滑な事業推進を 図るため、栃木県が実施する自然環境に関する調査や保全対策の検討 について、必要な助言を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 本検討会は、次の事項について検討・助言を行うものとする。

- 1. 自然環境に関する調査の手法・評価に関すること。
- 2. 希少動植物種の保全対策、保全計画の策定に関すること。

(組織と運営)

第4条 本検討会の組織と運営は、次のとおりとする。

会 長 青木 章彦 (作新学院大学女子短期大学部 教授)

委 員 小金澤 正昭 (宇都宮大学 特任教授)

委員 遠藤 孝一(日本野鳥の会栃木県支部 副支部長)

委員 林光武(栃木県立博物館 学芸部長兼自然課長)

- 2. 本検討会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求めることができるものとする。
- 3. 本検討会の事務局は、検討会の運営及び議事録作成等の事務を行うものとし、 以下のとおりとする。

栃木県日光土木事務所

(会議の公開)

第5条 本検討会は、希少動植物種の保護のため非公開とする。ただし、検討会の議事 要旨は、原則として公開するものとする。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は検討会において定める。

付 則

この規約は、令和2(2020)年12月18日から施行する。